

令和3年度

第7回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年10月26日（火）

佐々町農業委員会

令和3年10月 第7回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年10月26日(火)午前9時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開会 令和3年10月26日(火)午前9時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	吉野 裕君	2	濱野 努君	3	池田 邦義君
4	藤永 茂君	5	築城 武美君	6	和田 貞子君
7	坂口 隆英君	8	藤永 九市君	9	寶持 雅祥君
10	池田 晴良君	11	井手 俊博君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也君	推進委員	林 勇作君	推進委員	福田 庄治君
推進委員	筒井 浩一君	推進委員	玉置 義則君	推進委員	大瀬 敏幸君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	橋川 貴月君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
8	藤永 九市君	9	寶持 雅祥君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 令和3年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（中期）について

報告第2号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

報告第3号 違反転用連絡票について（2件）

(4) 審議事項

第18号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第19号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第20号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(5) その他

①農業委員会だよりについて

②人・農地プランの実質化について（R3年度末までに作成）

③令和3年度農業会議の意見書提出に係る調査について

④11月定例会の日程について

⑤その他

地区別農業委員会委員研修 午後1時30分～

事務局長（橋川 貴月君） それでは、定刻になりましたので、令和3年度第7回佐々町農業委員会総会をただいまより行いたいと思います。

皆さん、こんにちは。まず、初めに吉野会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） おはようございます。日程の関係上、午前中の総会となりました。今年の米の作況指数が先日発表されましたが、全国で平年並みということです。北海道、東北のほうが良ということで、九州のほうは夏の長雨、日照不足で生育不良によりやや不良となっております。

それとまた、転作とかほかの作物への転換などで九州でも作付面積は昨年より3,900haほど減少しましたけれども、収穫量は昨年より4万4,600トンの増加が見込まれております。昨年は台風とかの被害もあって少なかったので、そのようになっております。

それとまた米余りの減少が続いて、価格のほうが大分下落しております。農家にとっては大変厳しい状況かと思います。これに対応するため、いかに省力化、コスト削減などに努めて収益を何とか上げていかなければならぬのではないかと思っております。

また、今日はこの後、人・農地プランについて振興局よりアンケートに基づいて説明が予定されております。

また、午後からは地区別農業委員研修、例年8月に行われてきましたが、コロナの影響で延期になっておりました関係で本日になっております。

それから、先週の全国農業新聞に我が町の最適化推進委員の欄に玉置委員の寄稿が掲載されております。皆様も一読されたかと思います。ありがとうございました。

今日は1日費やしますが、最後までよろしくお願ひいたします。

事務局長（橋川 貴月君） 本日の出席委員は全員出席です。最適化推進委員についても全員出席でございます。委員は定数に達しておりますので、総会が成立したことを報告いたします。

佐々町農業委員会会議規則第6条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件については、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっており

ますので、8番、藤永委員、9番、寶持委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号、令和3年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（中期）について、事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 事務局より説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、資料の1ページを御覧ください。

令和3年9月8日水曜日に午後1時半から4時半まで役場2階会議室でウェブ方式で開催されました。参加団体は21市町、参加合計46名となっております。本町からは吉野会長と事務局の私が出席をしております。

内容としましては、農業委員会を巡る情勢について、それと令和4年度農業委員会組織関係予算概要要求についてと意見交換会、その後、重点活動の進展状況、農地利用最適化推進施策に関する意見の取りまとめとなっております。それと事例報告があつております。

13ページを御覧ください。

その手前のほうは今までの経過が書いてあります、13ページに概要がまとめてあります。7の農水省通知、令和4年度概算要求、人・農地関係関連施策の見直しの現時点の到達点ということで、①の最適化活動の定義としては、今後は農地利用の最適化活用は多岐にわたる上、昼夜を問わず日常的に行われており、農業経営の傍ら取り組まれているので、朝、田んぼに行く際とか、途中の農地の無事を確認した、そういうことが活動の定義としたらどうかとなっております。

それと②ですけれども、活動日数の把握ということで時間に関わりなく農地利用の最適化の行為を行えば1日とするような日数の把握をしてはどうかということになっております。仮に言いますと、畦畔を歩いていたらAさんに会い、来年からAさんの田んぼを耕してほしいと頼まれた、こういうのも活動の日数に入れていたらどうかということで検討がされております。

それと2の令和4年度概算要求というところで、①の農地利用最適化交付金、これについては右のほうに①の成果重視と書いてあります。今まで成績実績が7で活動実績が3割とそういう配分で各農業委員会とかに配分されておりましたけれども、実際成績というのはどんだけ農地を集積したかという部分になっていました。それを活動重視ということで今後交付金については配分を行いたいということでした。

また、②の機構支援事業として委員へのタブレットを配付してはどうかということで検討がされています。農地の非農地の確認の際にタブレットを利用して4人に1人ずつぐら

いの配付ができたらということで聞いております。

あと、3の人・農地関連施策の見直しということが主な内容で会議が進められております。また、これについては午後からの研修会の際にもまた話があるかと思いますので、それ以外の分については資料で確認をお願いしたいと思います。

以上、報告を終わります。

会長（吉野 裕君）　補足ですけれども、この会議において農業委員会の法改正が5年経ったということで見直し、検討ということもされております。その中で推進委員の方の参加もされている市町村がたくさんあるそうで、その人たちに同じ活動をしていて総会において議決権がないのがおかしいという意見とか、そういうのも出ております。もう共に委員さんも推進委員さんも同じような仕事をしているということでアンケートの中ではそういうのが半数以上出ているそうです。

それと記録活動後の記載です。先ほども事務局からあったように田んぼの見回りとか、また仕事の途中でそういう耕作を誰にしてもらおうかという話をしたという、多分皆さんちょくちょくあると思いますけど、それを活動記録簿に記録するというところまでは多分行っていないと思うんです。朝、そういう話が仮に田んぼの横であったとしても家に帰ったときにそこまで記帳するということが皆さん少ないんじゃないかなと思う。そういうことまで記帳していいというふうに言われております。

この規制改革会議の中では活動を年間に例えば180日とか120日とかと資料を読まれたときに書いてあったと思うんですけど、そういうそこまで任期の途中からそういうことを言われてもそこまでしきらんばいという委員さんが出てくるのではないかという意見も出ているそうで、確かにそうなるんじゃないかなと思います。

お昼からの研修でそういうところも話があるかと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

ほかに何か御質問等あれば。

なければ、次に移りたいと思います。

次、報告第2号、農地転用制限の例外規定に係る届出書について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君）　資料の21ページを御覧ください。

農地転用制限の例外規定に係る届出書ということで、届出者、〇〇〇〇氏、届出者の住所、〇〇〇〇、職業農業、土地の所在ですけれども、木場免字福田932番7、台帳上、原野、現況が田んぼ、面積が126m²、転用面積も同じです。耕作者も申請者と同じです。

それともう一筆、木場免字福田932番8、台帳地目、原野、現況が田んぼ、面積

32m²、転用面積も同じです。利用状況は田んぼ、耕作者も申請者と同じです。

これにつきましては、5の転用にすることによって生じる付近の土地の工作物、家畜等の被害防除施設の概要と下のほうにありますけれども、擁壁設置工事をすることにより現在に至るまで近傍への影響はないということになっております。これについては場所ですけれども、25ページを御覧ください。青く塗ってあるのが左から右に行っているのが木場川です。木場川のすぐ脇に○○○○さんの御自宅があります。申請地となっておりますけれども、御自宅のすぐ裏が田んぼになっておりまして、次の26ページ、27ページの写真を見ていただくと分かると思いますけれども、御自宅を昭和63年頃に建て直されております。そのときに裏の田んぼとの間を擁壁工事をされておられますけれども、そのときに申請を本来するべきだったんですけども、御自分の農地だったものですから手続が遅れていたということになっております。

29ページに現地の図面があります。左上に居宅となっているところがその昭和63年頃に建てられた御自宅です。その際に先ほどの写真のように宅地の裏にある田んぼとの境を石垣をきれいに擁壁に変えられたということです。

30ページに被害防除計画書とあります。先ほど御説明したように中段付近に（2）被害防除措置というところがありますけれども、説明しましたように昭和63年の擁壁工事により現在に至るまでの被害はなかったと、また、周辺の農地については申請者の○○○○氏の水田となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） 御自宅を建設されるときに隣との出入りを真っすぐされたということで擁壁を造られたということです。

何か御意見、御質問のある方いらっしゃいませんか。

ないようですので、次に移ります。

次に、報告第3号、違反転用連絡票について（2件）、事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） これから御報告する2件は農地転用許可を以前受けていらっしゃいました。住宅をその際建築していらっしゃいますけれども、転用の許可を受けて、周辺が御自分の土地だったために土地の境界を誤認されて自分の農地の転用する予定のなかった農地まで一部はみ出てしまったという案件になります。

これについては、事務局長が県に報告するようになっておりますので、31ページに書いてありますように事務局長として県に届出をしています。違反連絡表として一番上の欄です。違反転用の内容ということで、無断での転用ということになります。

内容としましては、平成15年、農地法第4条の許可を受け住宅建築が現所有者の夫に

より隣接で行われました。その際に土地の境界の誤認により建物の土間の一部が下記農地に及んだものです。

土地については、佐々町野寄免字上木場 544番2、登記簿が田んぼ、現況が宅地となっています。土地の所有者は○○○○さん、違反転用という形になっておりますけれども、その承継した人が○○○○さん、これについては7月の総会で5条転用が行われた際に調査をされた際に隣接の農地まで及んでいるということで気づかれ、今回、この手続することとなっております。

次の32ページの上から2段目のところに農業委員会事務局の意見として県のほうに報告させていただいた内容は、転用箇所は現所有者の土地であり、農地法第4条第6項各号のいずれにも該当しない農地であり、簡易手続相当の違反案件の基準、「(1) (2)の個人住宅を建築したものとの土地の境界線の誤認により建物の一部が許可を受けていない農地に及んだものに該当するため、簡易手続相当に値し、追認許可申請ができる案件と判断します」ということで県に進達しています。

次のページの33ページですけれども、県から回答書が来ています。違反転用連絡表における農地法第4条第1項違反事案に対する判断についてということで、県としましても簡易手続相当の違反案件基準に該当し、追認許可相当と判断しましたので通知しますということで来ております。

一番下になりますけれども、4の今後の手続としては違反転用件に係る農地法第4条の申請をしてくださいということで県からの回答が来ております。

あとで転用のほうで案件として上がってくる物件が1件はこれになります。

引き続き、もう一件の違反転用、34ページになります。

これは同じく31ページの一番上の段です。違反転用の内容ということで無断転用となります。平成5年に農地法第5条の許可を受け住宅建築が隣接で行われた。その際、土地境界の誤認により建物の擁壁の一部が下記農地に及んだものということになっております。なお隣接許可農地は令和3年7月30日に妹夫婦が売却し、○○○○氏の名義となっているということで確認が取れております。

違反の転用に関する土地の所在ですけれども、佐々町野寄免字榎ノ元417番1、登記簿が田んぼ、現況が宅地、土地の所有者、農地のほうです、○○○○さんとなっています。宅地のほうですけど、現在、○○○○さんという方が宅地を購入しておられます。

もう一筆、418番の1、登記簿、田んぼ、現況が宅地として7.53m²ということで所有者は○○○○氏、違反転用の承継をした人が○○○○氏となっております。

これについても次のページ、35ページの上から2段目になりますのとこです。農業委員会

事務局の意見とあります。事務局としましては、転用箇所は農用地区内にある農地のため農振除外手続きが必要、除外後は3種農地に該当するのではないかということで考えております。

簡易手続相当の違反案件の基準「（1）③の1、原因が人為的なものであり、かつ平成5年から20年以上引き続き非農地であり、農用地区から除外が可能と判断される土地のため、簡易手続相当により追認許可申請ができる案件と判断します」ということで、事務局長名義で送ったところ、36ページに県から回答が来ております。令和3年10月8日付の貴職より違反転用連絡表が提出されましたが、長崎県農地転用事務指針の第4の1の（3）簡易手続相当の違反案件の基準に該当し、追認許可相当と判断しますので通知しますということで来ております。

一番下の行になりますけれども、今後の手続としては、違反転用地に係る農地法第5条申請が必要ということで県からの回答が来ています。これについては、すみません、位置図をつけておりませんけれども、2番目の分については場所としましては町道神田線の〇〇〇〇さん付近から上に上がる道があるかと思います。町道野寄線といいますけれども、そこに〇〇〇〇さんという方の農地があり、御兄弟夫婦が〇〇〇〇さんという方が以前住んでいた宅地となります。ちょっと場所が位置図をつけていないんで分かりづらいでしょうけど、役場の職員で言いますと、〇〇〇〇という方がおりますけれども、その自宅の前付近になります。

以上、簡易手続で追認するということで、今後、転用許可の申請書が上がってくることになろうかと思います。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） この件で何か御意見、御質問がある方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで報告事項を終了いたします。

次に、日程4、審議事項に入ります。

第18号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を議題とします。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、議案を朗読させていただきます。

議案第18号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について。

知事処分となります。

土地の所在、北松浦郡佐々町野寄免字上木場544番2、登記地目が田んぼ、現況は宅地、13m²となります。

申請人が〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、66歳の無職。

転用の目的、住宅用地の一部として宅地の土間が13m²になります。

農地区分としましては、3種農地、備考としまして平成15年に現在の自宅を建築した際、亡き夫が境界を誤認し、隣接農地へ越境して建築したため、境界部分について追認許可を申請するものということになっております。

合計面積13m²、田んぼで13m²、その他はありません。

場所ですけれども、先ほど違反転用の際にも御説明しましたけれども、41ページを御覧ください。

場所は〇〇〇〇学校から上がって〇〇〇〇の角から上がって、その後、〇〇〇〇というのが地図上でございます。その右側にピンクで塗った場所がありますけども、そこが今回の申請箇所になります。

42ページを御覧ください。

字図となっています。申請地がピンクで塗ってあります。その脇の548番の1が宅地として〇〇〇〇さんの宅地になられます。周辺は以前は全部〇〇〇〇さんの所有地になっていましたけど、7月の転用で544番の1については〇〇〇〇さんの土地に変わっております。

写真になります。44ページを御覧ください。現況写真としまして申請地が赤で囲んであります。実際、宅地の土間の部分、犬走りとかそういったものの部分に今回申請地として転用が申し出ています。

次の被害防除計画になります。45ページを御覧ください。

中段付近です。被害防除措置の内容、または被害の発生の恐れがない理由としては、平成15年事業完了以降、現在に至るまで土砂流出等の被害が生じておらず、新たな施工もないことから被害が生じる恐れはないということで、また、一番下のところ、③の四角で囲んだエです。被害防除措置の内容とか恐れのない理由として、近隣は宅地であり、周囲に農地がないことから被害が生じる恐れがないということで計画はされていらっしゃいます。

また併せて次のページに顛末書等が添付されております。

以上、よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。17番。

17番（筒井 浩一君） 先日、局長と池田委員と業者さんとで確認をしてまいりました。もう既にコンクリをしてありますので（聞き取り不能）ことできませんので、（聞き取り不能）で承認するしかないかと思います。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問ありませんか。先ほどの違反転用の件の追認申請とい

うことであります。

ないようですので、採決をいたします。第18号議案について追認転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。

挙手多数ですので、追認転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第19号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（橋川 貴月君） 48ページを御覧ください。

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について。

知事処分となります。

土地の所在、佐々町小浦免字中野谷539番3、登記地目、畑、現況地目、荒れ地となっています。面積、5.69m²。申請人、○○○○、○○○○。67歳、無職。

転用の目的としては、上下水道管の埋設で埋設した後は通路として5.69m²をされる予定です。

農地区分としまして3種農地、備考としまして、さきの538番地を4区画に分けて3区画を宅地土地として分譲するため上下水道管を備える必要があるためということで、合計で5.69m²の転用申請でございます。

場所の説明をさせていただきます。

53ページを御覧ください。小浦免の水道町内会近くに○○○○さんとあります。そのすぐ右上に○○○○と書いてありますけども、これが今回申請される元の○○○○さんになられます。今回、この○○○○さんがお持ちの農地を分筆されておられます。

続いて、54ページを、字図がありますけれども、御覧ください。

今回申請地が黄色で塗ってあります539の3です。すみません、地番だけ振って、あとが誰の土地の所有か分からぬのでちょっと御説明しますと、申請地の上側、539の4は畑となっております。申請者と同じ○○○○さんです。その下539の1についても畑となっております。同じく申請者の○○○○さんです。宅地として分筆された分が538の5、これはもう既に宅地の分です。それと538の4と細長くありますけれども、これも宅地で○○○○さんです。それと538の1というところも宅地で○○○○さんです。538の2も宅地で○○○○さんの土地になられます。538の3も宅地として○○○○さんの土地になられます。

現地の状況ですけども、56ページを御覧ください。

現況写真がついております。この上の写真でいくと申請地は赤で書いてありますけども、

ここに上下水道管を入れて最終的に通路にしたいという場所です。左側も右側も申請地の左右とも〇〇〇〇さんの土地になられます。

次のページになります57ページです。被害防除計画書としては①の土地の流出または崩壊についてということですけれども、上下水道管埋設のために床掘りと、埋め戻しで掘削が40cmほど、盛土をまた同じようにされるということで40cm埋め戻されます。

それと、②の農業用排水施設の有する機能に支障が生じさせないための措置としては、今回、(4)のところに書いてありますように上下水道管に接続するため生活排水が発生しないということになっております。

それと、③です。周辺農地に係る営農状況に支障を生じさせないための措置としましては、エ、その他というところにマルがついておりますけれども、周辺に農地はなくなっていますけれども、すみません、全部自己所有地ということで現状のまま使用するので被害は発生しないということになっております。

そのほか、事業計画ですけれども、次のページ、58ページになります。1の事業の目的及び内容としては酒造跡地を分割して宅地を分譲するためと、2の利用計画として、居宅兼酒造跡地を4分割し、3つを宅地として分譲するために上下水道管の引込管を備える予定と、3、現在の事業状況としては現在は何も行っておりません。4の新たに申請地を取得しなければならない理由ということで、宅地を分譲するに当たり、上下水道管の配管が自宅以外にありませんので、最小限の通路を造り、上下水道の配管を埋設する必要があるのでということで出されております。5の申請地を選定した理由としては、①申請地と自宅とが隣接しているため、②として申請地は自己所有地であり、農地として利用して現在いらっしゃいませんので、宅地の分譲に当たり、上下水道配管を備える必要が今回発生したということです。5、6の接続道路としては町道にここは面しております。ということで事業改革がされております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） 今、事務局のほうから説明がありましたように、場所といたしましては10月15日の日に事務局の橋川局長と行政書士の〇〇〇〇先生と吉野会長と一緒に現地立会いを行いました。

場所といたしましては先ほどあったように水道町内会であります〇〇〇〇さんは記憶にあられる方は分かれると思うんですけど、（聞き取り不能）今言ったように下水道の埋設ために（聞き取り不能）使われるということです。

特に周辺に被害が起こるようなことはありません。また、このあと通路として使われる

ということでしたので、許可を受けさせたいというふうに私は思いました。御審議のほどよろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 何か御意見、御質問ありませんか。宅地のほうを分割して分譲するに当たり、下水管の配管を整理してから分譲したいというふうに考えられておられるそうです。将来はこの農地も分譲したいということで、もう本人も少し経済的にきついところがあられますので、分譲したいという意思のようです。

ないようですので、採決をいたします。

第19号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第20号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、62ページを御覧ください。

議案第20号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてと、知事処分となります。

土地の所在です。佐々町口石免字園山1055番1、登記地目、田んぼ、現況地目、休耕田になっています。面積1, 452m²、譲受人、○○○○、○○○○さんです。職業は船舶備品製造業、譲渡人、○○○○、○○○○、○○○○の成年後見人○○○○さんとなっております。職業は農業です。

転用の目的ですけども、資材置場及び駐車場として389m²、それと駐車場通路展開路として25台分で742m²、のり面とか緩衝地として394m²。

農地区分ですけども、すみません、ここは2種農地としておりますけれども1種農地の誤りです。申し訳ありません。

備考としまして事業の規模拡大に伴う工場拡張のため、新たに資材置場として駐車場を整備し、工場敷地内の資材及び借地の職員駐車場を移転するものとなっております。合計で1筆、田んぼが1, 452m²、その他として73m²があります。合計で1, 525m²となります。

場所の御説明をします。67ページを御覧ください。

ピンクで囲ってあるところが今回の申請地になります。そのすぐ道を隔てた反対側に建物の絵が書いてありますけれども、ここが○○○○になります。縦に上っていく道が町道木場線になります。

それと字図がありますので、次の68ページを御覧ください。

今回申請地が1055番の1ということで赤で囲んであります。それと、それに付随して緑で併用地として73m²と書いてある箇所がありますけども、ここは原野となっておりまして、地番が1055の3番地の一部になっております。所有者は○○○○さんでございます。

それと71ページを御覧ください。

配置図となっております。図面の下側が町道木場線になります。申請地の左側が道路を挟んで○○○○さんになります。駐車場として25台、それと資材置場として、図面で言うと左側に飛び出た部分、A、B、Cとありますけれどもここが資材置場として計画がされております。それと排水関係につきましては青の矢印で書いてありますように既存の素掘りの水道を利用して、それぞれ図面下の町道側にあります側溝に流す予定、また上ほうについては既存の農水路がありますのでそちらに流す予定となっております。

それと72ページ目です。72ページには、現在、職員として駐車場を借りていらっしゃいますけれども、そこに10台ほど借地で借りていらっしゃるという図面がつけられております。この分が今回申請地に車を止めることになってこようかとおもっています。

73ページが現況写真です。及び74ページが現況写真となっております。

次の75ページです。被害防除計画書として①の土砂流出または崩壊についてということで、基本、現況として利用するということになっております。

(2) の被害防除措置としては、○のところに書いてありますけれども、周囲にブロック積みを設け、土砂流出を防止するため、被害が生じる恐れはないということで今回申請地の畔のほう側に車が落ちないようにずっとブロックを設置するということでした。

②の農業用排水施設に有する機能に支障がないかということで、既存水路に放流するところで聞いております。

③の周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としてはカタカナのエに○がつけてあります。工作物は設けず、資材の積み上げ高を加減することから被害が生じる恐れはないということで計画がされております。

以上、説明を終わらせていただきます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。8番。

8番（藤永 九市君） 地元委員として現地確認をいたしましたので補足説明を申し上げたいと思います。

去る10月の13日五時半、行政書士の○○○○さんとそれから事務局長、それから地元委員としまして私、藤永と和田農業委員さんと4人で現地確認立会いをさせていただきました。これにつきましては皆さん既に御承知のとおり、去る6月の定例総会、25日の

第3回の総会の折に町のほうから除外申請として提出された協議の結果、協議事項の中の農振地区域の除外申請として提出された（聞き取り不能）皆さん方それぞれ判断なされましてやむを得ないという中で判断をされた案件であります。これは同じような形の中で説明があったんですけど、場所として、そういうことでございますから既に御承知かと思います。今、説明いただきましたようなことで何ら問題もないような感じで確認をさせていただきました。

それからいろいろ排水かれこれにつきましてもちょっと整備をされる形で今の状況の中でなされるということと、それからあくまでも駐車場と資材置場ですから、建物として、あるいは箱物としては何もありませんのでいろいろ問題はないんだろうということで所有者であった〇〇〇〇さん、あるいは奥さんのお二人とも認証なされていてどうしようもないような状況の中で、またそれを借りて耕作されるという状況下でもありませんものですからやむを得ない状況の中で転用はやむを得ないだろうということを判断しながら現地確認した上でそう思った次第でありますので、どうぞ御審議を頂きますようにお願いしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。4番。

4番（藤永 茂君） 4番です。ちょっと質問いたします。駐車場がこれだけ面積があります。

広いものですので排水が左右分けて排水されるんですかというような（聞き取り不能）。71番の矢印では青の奥のほうと手前のほうに矢印がついていますけども、どういうふうに水を流す。どこを考えておられるのかもう一回聞きたいと思います。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 先ほど藤永委員もおっしゃられたように現地を見させてもらったところ、山側、図面、71ページですけれども、右側のほうが山側になるんですが、そこに素掘りの側溝が既にありました。それとこの中には記載がされていないんですけども、真ん中付近にもとの暗渠排水の集水ますがあって、真ん中付近にも図面でいくとCの荷物置場付近が、もしくはそのちょっと下ぐらいのほうに暗渠排水が排出口がありまして、そちらにそれぞれ水が流れるように既存の水路を使って流れるような形でなっておりました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） 実はこここの場所の下のほうに平田ため池というため池がありまして、その下の周辺のほとんど耕作地、非農地になっておりましてかなり山のほうから流出してくる竹とか木やらが流れて来て、かなりため池のほうに被害をこうむっていて、近隣の方の苦

情が多くあっておりまますので、なるべくなら水をこっちの上のほうの71番の図面で言いますと、三角になっているこっち側が町道木場線になりますので、そちらのほうに流していただければ木場川のほうに流れていきますので、こっちの方面のほうに流すようにしていただければ平田ため池関係としては助かりますのでよろしくお願いいいたします。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、今、4番委員から話があつた件については申請者にその旨、農業委員会の意見として伝えたいと思います。よろしくお願いいいたします。

会長（吉野 裕君） ほかにございませんか。

それでは、採決をいたします。第20号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。（賛成者挙手）ありがとうございます。

挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、第21号議案農地法第5条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（橋川 貴月君） 85ページを御覧ください。

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について、知事処分となります。

土地の所在、佐々町須崎免字上須崎348番1、登記地目、畠、現況地目、畠、面積241m²、借受人、○○○○、○○○○、公務員、貸出人、○○○○、○○○○、無職。

転用の目的としては一般住宅、施設の概要としては住宅が平屋1棟、102.68m²、駐車場ほかで駐車台数2台、138.32m²、合計で241m²となります。

農地区分ですけど、すみません、ここは3種としておりましたけども、県に確認したところ1種農地ではないかということでした。訂正をお願いします。

備考として、現在、住宅が手狭になったことから新たに住宅を建築するものとなっております。合計で転用面積が畠の241m²です。

89ページを御覧ください。

場所の御説明をしたいと思います。

89ページの右側の図面を見ていただけたらと思います。○○○○学校のグラウンドの入口付近のすぐ近くになります。赤で囲んだ場所となります。

次、90ページを御覧ください。

字図になります。字図に所有者が書いておりませんでした。ちなみに申請地がこの黄色で囲んだところです。351番地については、宅地となっております。所有者が○○○○氏で同じく今度左側です、353の1、ここは畠となっております。○○○○さんの所有

となっております。

現地の写真です。91ページを御覧ください。写真の一番上ですけど、右側に移っているのが〇〇〇〇さんの御自宅です。手前側が町道になります。

それとこのページの一番下の写真ですけども、右側に行っている部分も町道になります。左側に行っている部分も町道となっております。

次、95ページを御覧ください。

建物の配置と雨水等の排水の計画があります。駐車場が2台と平屋建ての家の平面図になっています。赤の線が生活排水になりますけども、下水道へ接続ということで計画がされています。青の線が雨水です。これについては図面でいくと上側のほうに擁壁をついて雨水は隣接農地に落ちないように左側のほうの矢印のほうに流れて町道の側溝に入れるとことになっています。

下側の青の矢印についても、雨水が流れ出ないようというか、ブロックか何かをつかれて左側のほうに流してまとめて駐車場付近で道路側溝に流すという計画になっています。

次、96ページです。被害防除計画書があります。

①土砂の流出または崩壊についてということで、(1)の申請地の造成計画、アとして盛土を行うということで最高で1m、最低で50cm程度。(2)被害防除措置としてはイに〇がつけてあります。擁壁を設けるということで、申請地周辺に擁壁を設け、土砂流出を防ぐことから被害が生じる恐れはないと言われています。

あと、②です。農業用排水施設に有する機能に支障を生じさせないための措置として先ほど御説明したように雨水排水については側溝へ、汚水処理については下水道へということになっています。

(5)に書いてあるところはちょっと記入欄が間違えておられまして、一番下にこようかと思います。

③の周辺農地に係る営農条件に支障をきたさないための措置として建物の高さを加減するということで、建物の高さを加減して、これは平屋ということです、被害が生じる恐れはないということになっています。

それと97ページです、次のページです。隣接の農地の方からの承諾書を頂いておられます。隣接農地が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということで承諾書が付されております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明を求めます。4番。

4番（藤永 茂君） 10月15日に立会いを本人さんと吉野会長と事務局の橋川局長と私が現地確認に行きました。

場所につきましては説明がありましたように〇〇〇〇小学校の入口付近の89ページの図面で見ますと〇〇〇〇校門じゃなくて口石の住宅がありまして、その下にあとは田んぼがずっとあるんですけど、そこの田んぼに申請地があります。申請されるところは町道に下水道もつながっておりますのでここに下水道を流すということで問題はないというふうに思います。

隣接の〇〇〇〇さんの農地がありますけども、そこも擁壁を使って畠のほうに水が流れることがないように擁壁を使って流すというふうなことを確認しております。特段問題はないかと思いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問のあられる方いらっしゃいませんか。

事務局（橋川 貴月君） すみません、事務局ですけども少しだけ補足をさせてください。

先ほど89ページに付近現況図というのがございましたけれども、議案書の中で1種農地ということで説明させていただきました。集落として生活される上で畠がある分については大新田の農地に囲まれるところにくつづいていますけども、集落の中にあるそういういった飛び地の農地についてはその方たちの生活される上での居宅だったりとかそういったものについては1種農地でも許可ができるということで県のほうから伺っておりますので、今回、立地条件としては許可ができる土地となっております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ないようですので、採決をいたします。第21号議案について転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで県に進達いたします。

次に、その他に移ります。

①農業委員会だよりについて、編集員をどうするかということを先日の五役会で協議した結果、五役の方でどうかということで打診したところ、それでいいということになりました。皆さんの御了解が頂ければ、五役で編集委員をしたいと思いますので、いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、五役のほうで編集委員ということでさせていただきます。

次については、あと②からは事務局から説明を求めます。事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 資料の99ページを御覧ください。これは各地区に配られたアンケート用紙です。あとからも御説明があると思いますけど、概要だけ御説明しておきます。

このアンケートに基づいて101ページのアンケートの集計結果となっています。これはここに書いてある分は佐々町に8地区ある分を全部まとめた分がこれになっております。

次、102ページ、アンケート回収率だったりとか、課題とか、農地を今後どうしたい

かとか、担い手についてとか、儲かるためにはとかいうところ、ちょっとアンケートの99ページと見比べながら見ないとちょっと分かりづらいかと思いますけども、こういった形になっております。あともって県の方から御説明があるかと思いますので、詳細については今回この会議の中では割愛させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 5番。

5番（築城 武美君） 各地区って木場地区を含めての分析結果ということになるんですね。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、木場の分のアンケート集計はついておりません。

5番（築城 武美君） いや、この数字は木場地区も入った数字ですかと聞いています。

事務局長（橋川 貴月君） 入っていないです。

5番（築城 武美君） 入っていないね。別の資料でこれ8地区とあるんです。これでは木場地区と入っているんです。35ページの（聞き取り不能）これは木場地区を除く佐々町の結果ということでいいんですか。

事務局長（橋川 貴月君） アンケートの分はそのとおりです。

5番（築城 武美君） そういうことですね。

事務局長（橋川 貴月君） はい。

5番（築城 武美君） 分かりました。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、ほか、よろしければ次の件に移らせていただきます。

日程表のその他の件で令和3年度農業委員会意見書提出に係る調査についてということで、これについては106ページから108ページ、110ページと農業委員会の意見書提出に係る調査票というのが農業会議から来ています。今日午後からの説明もありますけども、そういうものを踏まえて佐々町の農業委員会として追加で意見があれば、事務局まで午後の研修が終えた後でも結構ですので頂けたらと思っております。

③については以上です。よろしくお願ひします。

すみません、次に移らせていただきます。

日程の④です。11月定例会の日程についてです。案としまして五役会を11月18日木曜日の1時半から、それと総会を11月26日金曜日の午後1時半からという案で考えておりますけれどもいかがでしょうか。よろしくお願ひします。（私語あり）五役会が11月18日木曜日です。それと、総会が11月26日の金曜日と考えておりますけれども、よろしければ、それで次回をしたいと思います。いかがでしょうか。

特に御意見がなければ、それで準備をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

次です。

⑤のその他ということで、今日午後から1時半からこの場所で研修会が執り行われますので、皆さん、よろしくお願ひします。

それと、11月19日ですけれども女性農業委員の初任者委員のための研修会ということでウェブ会議が予定されています。女性委員の方に御案内をしていますので、御都合がつけばよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

会長（吉野 裕君） 皆さんのはうから何かありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） これはちょっと皆さんにも農地を持っている以上は該当すると思うんですけど、ヘリ防除、ドローン防除ということで近隣の住宅の近くまで田んぼを作っている方は特にヘリコプター防除は騒音がひどいということで苦情が来ているんです。そいけど、今後、田んぼの横に新築される、結局そういう転用とか何とかの場合は農業委員会としても付帯事項としてドローン防除とかヘリ防除の騒音とか薬害とかそういうのを一応付帯条件としてつけてもらわないと、我々農家はちょっと作業できないような状態になりますので、そこら辺は農業委員会として皆さんも通達というか、そこら辺は徹底してもらいたいなと思います。よろしくお願ひします。

事務局長（橋川 貴月君） 今の御意見はドローンを飛ばすときに農家の方たちが近隣の方に御説明をしてくださいということでおろしいですか。

3番（池田 邦義君） 結局、今はずっとそうやってきているわけ、特にヘリ防除の場合は騒音がひどい。ところが、今からどんどん、今は今回クレバリーができたですね、あそこに、市場免に。そういう場合、結局ドローン防除とか稻刈りとかそういうほこりとか薬害でアトピーとかそういうの苦情が今まで口石なんかもそうだったと思うんです。一斉防除せろとか。だから、そういうのを結局今後新築される田んぼの側に新築される、どんどん今開発が進んで宅地がどんどん出てきよるわけです。そういう場合は絶対に付帯条件として農家が不利にならないような条件を出さんことには農家はやっていけんわけです。やけん、クレバリーのときも付帯条件としてつけているわけでしょう。あそこの市場免は。騒音とほこり、薬剤散布とか何とかは付帯条件として皆さん農業委員会で決めておるはずです。付帯条件として出しておるはずです。だから、今後はそういうのをまだ今後はヘリ防除とかドローン防除とか、そういうのがスマート農法で変えて来ますから、そこら辺は農業委員会として許可する付帯条件として必ずつけてほしいということです。

会長（吉野 裕君） 今後そういうヘリ、ドローン作業があるかと思います。申請者に対して申請の折にこういうことは起こり得ますということを申請の折につけて後々いろいろ問題と

ならないように、先にこちらから申請者にそういう条件といいますか意見をつけてしたいと思います。

4番（藤永 茂君） 申請者と言いますと我々農家ということですか。

会長（吉野 裕君） いや、開発にしろ宅地を建てられる方にしろ、そういう方にこの後、住まわれる方、業者とかそういう方にこういうことがありますということを条件として加えさせていきたいと思います。5番。

5番（築城 武美君） 農者（聞き取り不能）だけでは効力が薄いんで、農地転用申請書の中に添付書類として誓約書またはそれに代わるもの書類を添付させるという方向を決議したらどうでしょうか。

会長（吉野 裕君） 事務局。

事務局長（橋川 貴月君） 農地転用の流れとして、今回、4件審議していただきました。県の許可になるものですから、農業委員会ここで審議していただいたことを意見書として1枚申請書につけて県のほうに進達して、それを見られて県の方たちが判断されて転用の許可を県が出されるような形になります。流れとすればそうなっておりますので、そういった条件がつけられるのかというのを事務局として県のほうに確認させていただけたらと思いますけれども、よろしいでしょうか。

5番（築城 武美君） それは農業委員会の許可の話であって、佐々町農業委員会はそれがつけることを条件にすればいいことじゃないかと私は思っているんです。許可条件に。県にはそれを進達するという事です。佐々町の農業委員会宛てに審議を頂くという（聞き取り不能）

事務局長（橋川 貴月君） 分かりました。そこについてはちょっと検討させてください。

すみません、そういうことでよろしいでしょうか。内容については佐々町の農業委員会に対して転用の申請者がそういった条件書を承諾するということでの添付ができるように、できるのかというのはちょっと事務局のほうで確認させていただきながら進めさせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

10番（池田 晴良君） 10番ですけど、いいですか。

会長（吉野 裕君） 10番。

10番（池田 晴良君） 私、クレバリーホームの横に田んぼを作っているんですけど。どこから苦情が来ているのか、今の意見、気になっているんですが、今回、今まであそこはドローンで防除をしたところですが、わら取りも毎日しているんです。隣の井手委員に取つもらっているんですけど、今回は井手委員のほうから申入れがあって、いや、もうクレバリーの住宅が建つとるけん、苦情が出るけん、わらはちょっと今年は取らんけん、そ

いう話で、そんならもうあなたにも迷惑がかかって私もいろいろ苦情が来たりするとなるとちょっと問題だから（ 聞き取り不能 ） いうふうに決めました。このクレバリーについては、私はこのクレバリーの転用の申請については委員じゃなかつたんで分かりませんが、そういう農業するに当たって騒音とか薬剤のことについても何かそこに住まわれる方、苦情というかそういうものを許可のときに取つておるということも聞いておりますけども、本当に気にせんでもそういうことを防除したりわら取りしたりしていいのかどうか。クレバリーの横です。一筆取つておるということじゃないんですね。

事務局長（橋川 貴月君） 申し訳ありません、そこまで調べておりませんでした。そのときにつけてあるかどうかというのは、申し訳ありません。確認できません。

3番（池田 邦義君） それはこの前の前回のクレバリーの承認するときに付帯条件として皆さん農業委員、池田委員は今回初めてですけど、その前の審議のときは金子局長のとき、そういう付帯条件をつけるということで皆さん了解して、あるいはクレバリーは承認しどよ。当然皆さん知つておるはずやけん、別にそれはもう苦情を言うて来たら逆に言って返すよ、おかしかもん。クレバリーに言うてよかさ。それは個人住宅の人はクレバリーから買った人は聞いとらっさんかもしれんけど、本家本元はクレバリーたい。クレバリーが個人住宅の持ち主さんによく説明しとらんということはクレバリーの責任において対処してもらわんば、我々農家はできんということ。それなら農業委員として池田委員を除いたほとんどの人が推進委員の方も新しくなられた方もおられますけど、ほとんどの人がそのクレバリーのときは付帯条件として農薬散布のアレルギーとか稻刈りのほこりとか、あそこ上のほうから町立病院のほうから稻刈りしたら多分あっちの北風やけんが、もろにほこりをかぶるはずですけん、そういうのを懸念して我々は付帯条件としてつけたわけです。

だから、責任はクレバリーにある。徹底しとらんとうことです。

事務局長（橋川 貴月君） すみません、クレバリーの件については当時のどういった条件がつけてあるか、事務局の私のほうが確認できておりませんでしたので、そこを確認してそういう条件がついているのであれば、それを再度、クレバリーホームのほうに遵守していくだくように話しをしたいと思っています。そういう形でよろしいでしょうか。

5番（築城 武美君） 今の、じゃあ苦情が来たわけじゃないですね。

3番（池田 邦義君） いや、来ています。

5番（築城 武美君） 苦情の恐れだけじゃなくて、苦情が来ているんですね。

3番（池田 邦義君） 来ています。騒音問題で来ています。だから、騒音問題が来ましたから、その騒音が関係する人は1件1件、担当者が回つて、こういうふうに薬をかけますということをことわりを言ってされておるわけです。いや、うちには言ってくれんやつたとい

う人が何件かおらすわけです。そこも改めて行って、結局、薬剤散布をしますということ
で了解を取って薬をかけた。だから、今後絶対そういうことが大いにあり得るとです。

4番（藤永 茂君） 一応、農家としては近隣の方々にこういう形で薬をかけますので騒音とか
しますという御案内を一応しているんですけど、今のような苦情があつたりしますと、今
後、我々農業をしていくものとして一番メインになるのが薬かけなんです。薬かけをどう
しても楽にしたいということでドローン散布とかヘリコプター散布をする方々にお願いを
して、してもらっている状況です。そういったところでそういうふうな苦情があるとなれば、
ドローン防除、ヘリ防除の方々が撤退するというふうな形になつたりすると、我々の
苦労がまた多くなりますので、そういったところを徹底してほしいというふうに思います
のでよろしくお願ひします。

事務局長（橋川 貴月君） 先ほど話したようにちょっと確認を、当時の条件つきでどういった
ものになっているかというのをちょっと確認させていただいて、次回でも御報告できるよ
うな形を取れればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 18番。

18番（玉置 義則君） この薬かけとかいろんな（聞き取り不能）扱い手さんにも（聞
き取り不能）私たちは今現状の人間が百姓している人間が新たに新人の入つて来る人た
ちの方、その住宅の近くの（聞き取り不能）だから、こういうのはやっぱり今のう
ちに農業委員会としてきちんと方針を出していただかないと、次の世代の人たちにもっと
迷惑がかかるし、したくない百姓が（聞き取り不能）私も志方地区で作っています
けど、（聞き取り不能）人たちが入つてきた場合、一回一回ことわりに行って、ま
た苦情を言われるという事になれば同じことになると思うんでをよろしくお願ひします。

会長（吉野 裕君） 今後そういう苦情が出ないようにこちら委員会としてもそういう条件をつ
けて書面にて、できればそういうふうな方向で取つて申請のときに行きたいと思います。
ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なければ、一旦、総会をここで終了
いたします。

（閉会 午後 11時 00分）

上記のとおり相違ありません

会長 吉野裕

会議録署名委員

藤沢九郎

会議録署名委員

寶持雅祥